

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

味の素グループは、うま味を通じて粗食をおいしくし、国民の栄養を改善するという創業の志を受け継ぎ、創業以来一貫した、事業を通じて社会価値と経済価値を共創する取り組みにより成長してきました。この取り組みをASV (Ajinomoto Group Shared Value) と称し、これからも事業を通じて「21世紀の人類社会の課題」である「地球持続性」、「食資源」、「健康な生活」に積極的に貢献することで、ASV進化による持続的な成長を目指します。

当社は、ASVの展開を加速し、「確かなグローバル・スペシャリティ・カンパニー」を実現するためには、コーポレート・ガバナンスが重要な経営基盤の一つであるとの認識に立ち、グループ丸となって「味の素グループ行動規範」に基づく行動を実践し、内部統制システムの整備とその適正な運用に継続的に取り組み、ステークホルダーとの対話・連携を通じてコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(いわゆる政策保有株式)

(1) 当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年取締役会で検証を行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却します。

(2) 株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

取締役が子会社等(完全子会社を除く)の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けています。

大株主との取引については、以下のURLにおいて開示する味の素グループ行動規範に定める「公正で透明な取引」および、「味の素グループ購買基本方針」に従い取引を行っています。

味の素グループ行動規範「3. 公正で透明な取引」

<http://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/group/business.html>

「味の素グループ購買基本方針」

<http://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/purchase/>

【原則3 - 1】(適切な情報開示と透明性の確保)

(1) 当社の理念および経営ビジョンは、以下のURLにおいて開示しています。

<http://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/>

当社の2017 - 2019中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/managementplan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役候補者の選定は、役員等指名諮問委員会の答申に基づいています。当社が食品およびアミノサイエンスの分野で広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業、コーポレート機能、研究・開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、外部の独立した視点から成長戦略やガバナンスの充実に積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としています。

監査役候補者の選定は、味の素グループの健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを基本方針として監査役会により行われ、株主総会の監査役選任議案は監査役会の請求により提出されています。監査役候補者のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を含めるとし、社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとしています。

また、多様な価値観・考え方を事業運営に反映させることが重要であるとの認識に基づき、当社役員や経営幹部に女性を登用し、また経営のグローバル化に対応していくため、外国人についても積極的に当社役員や経営幹部に登用する方針としています。

現在、当社には女性の取締役1名、執行役員2名、理事4名、また外国人執行役員4名が在任しています。

(5) 取締役候補者の選任理由は、「第139回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「取締役9名選任の件」に記載のとおりです。

また、「第139回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。
<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/018/teaserItems1/0/linkList/0/link/139notice.pdf>

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書の「 . 1. [取締役関係] 会社との関係(2)」にも記載しています。

監査役の選任理由は、「第138回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役5名選任の件」に記載のとおりです。
「第138回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/02/teaserItems1/0/linkList/0/link/138th-notice-J.pdf>

なお、社外監査役の選任理由は、本報告書の「 . 1. [監査役関係] 会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項および社則に定める重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行の権限を、社内規程に基づき経営会議、役付執行役員、執行役員との3段階に分類して執行役員に委譲するほか、地域本部の長、業務運営組織の長、子会社の長に日常の業務執行の権限を委譲しています。なお、権限委譲及び意思決定の手続きにつきましては、「 . 2. (業務執行)」および「 . 2. 内部統制システムの整備状況」にも記載があります。

【原則4 - 8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在3名の社外取締役を選任し、独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の社外取締役の独立性判断基準については、本報告書の「 . 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

取締役会は、当社が食品およびアミノサイエンスの分野で、広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業、コーポレート機能、研究・開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、外部の独立した視点から成長戦略やガバナンスの充実に積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、定款の定めに基づき15名以内と定めています。

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役3名(うち、女性1名)を含む9名で構成されています。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役、監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第139期有価証券報告書」の5. [役員の状況] の略歴欄に記載しています。

「第139期有価証券報告書」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/library/securities.html>

なお、社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況は、本報告書の「 . 1. [取締役関係] 会社との関係(2)および[監査役関係] 会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性自己評価)

(1) 2016年度においては、取締役会は18回(定例12回と臨時6回)開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決定され、報告されています。

社外取締役は、取締役会では事務局から決議事項、報告事項の事前説明を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・執行役員の業務執行に反映されています。

監査役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、または取締役会前後において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・執行役員の業務執行に反映されています。

(2) 当社は食品およびアミノサイエンスの分野で、広い範囲の事業をグローバルに展開しており、「確かなグローバル・スペシャリティ・カンパニー」にふさわしく、適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことのできる取締役会を目指しています。

その一環として、2015年度より取締役・監査役による自己評価アンケートと外部弁護士による分析を実施した上で、その結果を取締役会にて検証し、その結果を踏まえて取締役会の改革を進めております。

(3) 2016年度についての取締役会の実効性に関する自己評価アンケートでは、取締役会の実効性について概ね高い評価であり、2015年度の結果に比べても、より高評価となっています。これは、1年間、当社が取締役会の実効性を高めるための改革を進めてきた成果であると考えます。とりわけ、以下の3点について大幅な改善が見られました。

- 1) 企業戦略の方向性・中長期的な方針についての議論が増えた
 - 2) 議論の効率性が高まった
 - 3) 社外取締役が会社の情報を入手する機会が増えた
- 一方、以下のようなさらに改善すべきポイントが残っていたことがわかりましたので、これらを踏まえ、引き続き当社に最適な取締役会の在り方を検討していきます。

- 1) 諮問委員会での審議についての情報の取締役会への十分な提供
- 2) 社内取締役の発言数の増加
- 3) 決議事項や報告事項の更なる検討
- 4) 過去に取締役会が決議した事項に関するフォロー、フィードバック
- 5) 資料配布時期の早期化
- 6) 資料内容の改善

また、当社取締役会の実効性評価概要については、以下URLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/corp_gov/main/00/teaserItems1/0/linkList/01/link/2016_evaluation_J.pdf

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

社内出身の取締役には、当社が自己研鑽に必要な支援を行います。また、毎年、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役・執行役員全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表を行い、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしています。

社内出身の監査役は、外部セミナーを受講する等により、監査役としての心得の他、必要に応じ、監査手法、会社法等の関係法令および会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しています。また、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての更なる理解を得るため、当社各部門から事業・業務内容等の説明を行い、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

- (1) IR担当経営会議主務者を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営企画部長、広報部長、法務部長、財務・経理部長および財務・経理部IRグループ長がこれを補佐しています。
- (2) 公表が必要な案件を漏れなく、遅滞なく発表できるよう、経営企画、広報、IRの各担当者が月1回、情報連絡会議を開催し、今後の予定や発表準備の状況などを共有しています。
- (3) 決算説明会、中期経営計画説明会、その他適時開示事項の説明会などを開催しています。
- (4) 財務・経理部IRグループは、株主のみならず機関投資家などとも対話を行い、これらにより把握した株主・機関投資家らの意見や懸念などを纏め、これを月次報告として経営幹部や経営企画、広報の担当者と共有しています。
- (5) 株主らとの対話に関わる担当者に対し、インサイダー情報の管理に関する教育を実施しています。また、役職員が重要な未公表情報に該当する案件に関与する場合は、案件毎に、会社と当該個人が秘密保持契約を事前に締結しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,779,500	8.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,930,000	5.76
第一生命保険株式会社	26,199,500	4.58
日本生命保険相互会社	25,706,886	4.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,149,348	3.52
明治安田生命保険相互会社	12,624,505	2.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,548,750	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,239,494	1.79
株式会社みずほ銀行	10,045,897	1.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	9,322,987	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況

1. 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が2016年10月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における同行らの実質所有株式数の確認ができませんので、当該記載は上記「大株主の状況」には含めていません。なお、大量保有(変更)報告書「第2 提出者に関する事項」の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	13,028	2.28
アセットマネジメント One株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	21,317	3.73

2. 2017年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者が2016年12月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における同行らの実質所有株式数の確認ができませんので、当該記載は上記「大株主の状況」には含めていません。なお、大量保有(変更)報告書「第2 提出者に関する事項」の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,149	3.52
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	40,169	7.02

三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	4,994	0.87
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	583	0.10

3. 2017年3月22日付での公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2017年3月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における同行らの実質所有株式数の確認ができてませんので、当該記載は上記「大株主の状況」には含めていません。なお、大量保有(変更)報告書「第2 提出者に関する事項」の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	18,507	3.24
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	924	0.16
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	11,344	1.98

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
橋・フクシマ・咲江	他の会社の出身者													
齋藤 泰雄	その他													
名和 高司	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋・フクシマ・咲江		(重要な兼職の状況) G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社ブリヂストン社外取締役 J.フロント リテイリング株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役	グローバルな視野をもつ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する深い知識、経験を有しており、また、著名上場企業の社外取締役としての経験から、当社の経営全般について客観的な視点から様々なご指導をいただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

齋藤 泰雄	<p>当社は、齋藤泰雄氏が常務理事を務める公益財団法人日本オリンピック委員会との契約に基づく取引がありますが、2017年3月期における当社からの同財団法人への支払額は、同財団法人の2017年3月期の売上高の0.5%未満であり、また、2017年3月における同財団法人から当社への支払額は、当社の2017年3月期連結売上高の0.01%であるため、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事</p>	<p>外交官として培った豊かな国際経験と深い知識を当社の経営に生かしていただくため、また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。</p>
名和 高司	<p>(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 株式会社デンソー社外取締役</p>	<p>大学院の国際企業戦略研究科教授として深い知見および外資系コンサルティング会社等における豊富な実務経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有し、独立、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため、また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員等指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員等報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

役員等指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役会候補者の指名案、取締役会長および取締役社長の選定案、ならびに代表取締役の選任案を審議し、その結果を取締役に答申しています

役員等報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役、執行役員等の報酬案を審議し、結果を取締役に答申しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、四半期決算・年度末決算の監査について定期的に打合せを実施し、情報交換を行っています。また、両者は、年度初めに双方の監査計画についてすり合わせを実施し、年度末には実地たな卸しに立会いを行います。その他必要に応じ、両者間において随時打合せを実施しています。

監査役と内部監査部門(監査部)は、四半期ごとに定期的な打合せを実施し、監査部の監査結果の報告を受け意見交換を実施しています。また、監査役は、年度初めに監査部の監査計画の概要説明を受け、また、監査部に対しては、監査役監査計画の説明を行っています。他に必要に応じ、両者間において随時打合せ、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 正己	公認会計士													
土岐 敦司	弁護士													
村上 洋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 正己		(重要な兼職の状況) 橋本公認会計士事務所代表	公認会計士としての専門的な知識と国内・海外での豊富な経験を有しており、その財務・会計に関する知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
土岐 敦司		(重要な兼職の状況) 成和明哲法律事務所パートナー 株式会社丸山製作所社外取締役・監査等委員 ジオスター株式会社社外取締役	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、特に会社法に関する深い知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
村上 洋		(重要な兼職の状況) 上智大学グローバル教育センター客員教授	国内外での企業経営に関する豊富な経験および法務部門長としての知見を有しており、それらを社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(4) 最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者

(5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族

1. (1)から(4)までに掲げる者

2. 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)

3. 最近1年間において、2または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。

2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。

3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬により構成されています。

短期業績連動報酬は、1事業年度の全社業績評価と部門別業績評価により変動します。全社業績評価は、売上高、事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益および親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)(いずれも連結ベース)を評価指標としています。

部門別業績は、社内業績制度に基づきます。

社外取締役を除く取締役の報酬のうち、中期業績連動型株式報酬の支給がない事業年度における短期業績連動報酬の占める割合は、最低の約0%から最高の約50%の間で変動します。

中期業績連動型株式報酬は、当社が設定した信託期間を3年間とする株式交付信託(以下、「信託」という。)に22億円を上限として金銭を拠出し、信託が拠出された金銭で110万株を上限に当社株式を取得し、2017年4月1日から開始する3事業年度の中期経営計画期間終了後、中期経営計画期間の最終事業年度の業績評価に応じて、信託から当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するものです。業績評価は、事業利益および資産合計事業利益率(ROA)(いずれも連結ベース)を評価指標としています。中期業績連動型株式報酬が支給される事業年度では、社外取締役を除く取締役の報酬のうち、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬(信託への拠出時の金銭価値換算)の占める割合は、最低0%から最高の70%の間で変動します。

また、社外取締役を除く取締役は、月額報酬の約2%を役員持株会への拠出にあてることにより、中長期的な株価動向が取締役の報酬額に連動する仕組みとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

第139期の取締役の報酬等の総額は、取締役14名に対し709百万円(月額報酬491百万円、業績連動報酬217百万円。うち社外取締役3名に対し月額報酬37百万円)です。

(注)

1. 支給人員には、当期中に退任した取締役1名が含まれています。

2. 上記の総額には、第139期中に計上した取締役に対する役員賞与引当金繰入額が含まれています。

3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第129回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の報酬につき年額12億円以内(使用人兼務取締役の使用人給与を含まない)、社外取締役の報酬につき年額5,000万円以内と決議されています。

取締役の報酬に関する情報は、ホームページに次の書類を掲載して開示しています。

1. 有価証券報告書

2. 株主総会招集通知(添付書類の事業報告)

報酬等の額が1億円以上の役員については、有価証券報告書においてその額を開示しています。第139期の個別開示状況は次のとおりです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会は、3名の社外取締役を含む4名の取締役および1名の役付執行役員により構成される役員等報酬諮問委員会に報酬額の基準や業績連動報酬の基準となる会社業績の評価等を諮問し、同委員会から審議結果の答申を受け、取締役の報酬額を決定しています。

2017年6月27日開催の第139回定時株主総会において、社外取締役を除く(取締役、執行役員および理事(以下、合わせて「役員等」という。))の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、役員等に対する中期業績連動株式報酬制度の導入が決議されました。また、かかる制度の導入に合わせて、業績連動報酬の割合を高める報酬制度の見直しを行いました。これにより、業績目標の標準達成時における役員等の総報酬の占める短期と中期を合わせた業績連動報酬の割合は、年換算で約35%から約50%に高まります。

短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬の評価指標は、「 . 1. [インセンティブ関係] 取締役のインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおりです。

社外取締役の報酬については、月額報酬のみとし、取締役会は、役員等報酬諮問委員会の答申に基づき、個別に報酬額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役会の事務局として、決議事項、報告事項の事前説明を行い、職務執行の全般をサポートするほか、秘書部が社外取締役と他の取締役等との連絡調整にあたっています。

社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前審査を行い、重要案件については、担当する取締役および経営会議に出席した監査役からの説明のほか、監査役の職務を補助する専任スタッフが社外監査役の職務執行の全般をサポートし、社外監査役と他の監査役および取締役等との連絡調整にあたっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

経営・監査・監督

取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役により、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役員の業務を監督しています。取締役の員数は、定款の定めにより15名以内としています。

取締役会は、3名の社外取締役を含む4名の取締役により構成される役員等指名諮問委員会の答申を受け、取締役候補者、役付取締役および代表取締役を決定し、3名の社外取締役を含む4名の取締役および1名の役付執行役員により構成される役員等報酬諮問委員会の答申を受け、取締役、執行役員等の報酬を決定しています。

監査役は、社外監査役3名を含む5名の監査役により監査を実施しています。

監査役会は、取締役会の議題についての事前審査、各監査役の活動状況・活動結果の共有、意見交換を行っています。

監査部は、内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。

当社の経営の健全性とコーポレート・ガバナンス維持・向上を図るため、取締役会の任意委員会として、3名の社外取締役を含む5名の取締役および1名の社外監査役で構成するコーポレート・ガバナンス委員会を置いています。この委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針、コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項、取締役会の構成、取締役会の運営、実効性等についての評価方法のあり方等のコーポレート・ガバナンスに関する事項につき、取締役会の諮問を受け、その結果を取締役に答申しています。

業務執行

当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制を採用しています。

取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しています。他の常勤の取締役も、取締役会長および執行役員による業務執行の監督を主たる任務とする取締役を除き、執行役員を兼任しています。執行役員は、取締役会の授権に基づき、分担して会社の業務を執行しています。

経営会議は、取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。))の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員により構成され、会社の経営に関する基本的方針について協議し、会社の業務執行に関する重要事項を決定しています。

業務運営組織は、グローバルコーポレート、日本コーポレート本部および事業部門に区分されており、各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理しています。経営会議の構成員は、担当する組織の業務の執行に関して、経営会議主務者としてすべての業務執行を統括しています。

また、当社グループにおける意思決定手続きに関する社内規定(グローバルガバナンスに関する規程。詳細につきましては、「 . 2. 内部統制システムの整備状況」の(注1)および(注2)をご参照ください。))は、当社グループ内の各業務運営組織(グループ各社を含みます。))を、その果たすべき役割の観点から「統率するHQ(Headquarter)」と「任される現場」とに分類したうえで、決裁基準を明確化しています。当社は、これにより前者の統括機能を強化するとともに、後者への権限委譲を一層進め、当社グループ全体における業務の適正化、意思決定の迅速化及び効率的な組織運営を目指しています。これらにつきましては「 . 2. 内部統制システムの整備状況」にも関する記載があります。

内部統制・リスク管理

当社は、次の委員会を設置し、内部統制・リスク管理の強化に取り組んでいます。

企業行動委員会は、味の素グループ行動規範を周知徹底し、同規範に則った経営、企業活動が行われているかをチェックし、課題への対策を実施しています。

リスクマネジメント委員会は、戦略的なリスクマネジメントを通じて味の素グループの企業体質をリスクおよび危機に強いものとするための施策を実施しています。

投融資・事業審査委員会は、経営会議の審議に先立ち、投融資の内容、不採算事業の再生、不採算事業からの撤退について多面的な検討を実施しています。

企業提携等審議会は、経営会議の審議に先立ち、M & Aの実施について多面的な検討を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、3名の社外取締役を含む9名の取締役により構成される取締役会が、重要な業務執行の意思決定と取締役および執行役員の業務執行を監督し、社外監査役3名を含む5名の監査役が業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人および内部監査部門と連携して取締役の職務執行を監査する、二重のチェック体制により業務の適正が確保されると考え、現在の監査役設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2001年から開催日の3週間以前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算作業、会計監査人および監査役の監査に必要な時間を考慮して決算日程を作成し、多数の株主出席に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会からインターネットによる議決権行使の機会を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	東京証券取引所の議決権電子行使プラットフォームに参加し、非居住者投資家や機関投資家が適確に議決権行使をできる環境を提供しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、ホームページに開示しています。今年度は招集通知の発送日の3日前に当社ホームページ上に英文の招集通知を開示しました。
その他	当社は株主の利便に資するため、インターネットによる議決権行使の機会を提供しております。2015年から招集通知発送日前に当社ホームページ上で招集通知を開示し、株主様の議決権の行使に十分な検討期間を確保していただけるようにしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示規則に沿った情報開示の実施、また開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えらると思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示に努める旨、ディスクロージャーポリシーとして定め、ホームページ上で公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算時に開催し、社長・財務担当役員が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに有価証券報告書、株主通信、統合報告書、インベスターズガイド、ファクトシート、知的財産報告書、コーポレートガバナンス報告書、取締役会の実効性評価概要、決算情報、株主総会の招集通知、各種プレスリリースなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・経理部内にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「味の素グループ行動規範」において、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などそれぞれのステークホルダーの立場の尊重について規定しています。具体的には、お客様に対しては安全性の高い高品質な商品・サービスを提供し、コミュニティに対しては事業活動を通じた社会貢献を行うとともに地域文化を尊重し、株主・投資家に対しては適切な情報開示を進めるとともに持続的な企業価値増大を図ることで期待に応え、ビジネスパートナーに対しては公正で透明な取引をお約束しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>味の素グループのCSRは、「味の素グループミッション」に基づき、さまざまな人類社会の課題の中から、食品、アミノサイエンスの事業領域で貢献できる3つの社会課題「地球持続性」「食資源」「健康な生活」への取り組みを事業活動を通じて進めています。社内の推進組織としてグローバルコミュニケーション部CSRグループを設置し、CSR主要部門の総務・リスク管理部、グローバル人事部、品質保証部、生産戦略部、グループ調達センターと連携をとりながら推進しています。また「環境規程」および「品質保証規程」に基づき、ISO14001を骨格とする環境マネジメントシステムとISO9001を骨格とする「味の素グループ品質保証システム」を全社で構築、運用しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「味の素グループ行動規範」において、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などのステークホルダーに対し、それぞれ適切な情報提供、情報管理を行うことについて基本方針を定めています。</p> <p>また、2016年から財務・非財務情報を集約しストーリー化した「統合報告書」を発行し、それに紐づく「サステナビリティデータブック」、「インベスターズ・ガイド」、「中期経営計画」、「有価証券報告書」、および当該「コーポレート・ガバナンス報告書」等の報告書により、味の素グループの取り組みを報告するとともに、フォーラム、ダイアログ等によりステークホルダーとの対話を推進しています。</p>
<p>その他</p>	<p>働き方の変革では、2017年4月から味の素(株)において1日の就業時間を従前の7時間35分から7時間15分に短縮し、始業時刻を8時45分から8時15分へ、終業時間を17時20分から16時30分に変更致しました。また先行して、時間単位有給休暇制度、コアタイムの無いフレックスタイム制、在宅やサテライト・オフィスでのテレワーク勤務等の導入を行ってきました。その結果、2016年度は総労働時間を3%、残業時間を15%削減できました。このような取り組みにより、従業員一人一人の多様なライフスタイルと業務の両立を容易にし、新たな活力を生むための環境を整備しています。また、2017年2月には従業員等の健康管理を経営的な視点に考え、戦略的に取り組んでいる企業として、経済産業省および東京証券取引所より「健康経営銘柄2017」に、また、同省より「健康経営優良法人(ホワイト500)2017」に認定されました。</p> <p>さらに、人財の多様性が企業成長の活力に繋がるように、通常の配置に加えて、特定職務への公募制度やグループ横断研修などの取り組みを進めています。2017年3月末において、海外法人における外国人役員比率は約43.9%、女性基幹職比率は味の素(株)で約6.9%、グループ全体で約16%となっています。また、2016年秋に、障がい者雇用に特化した味の素みらい(株)を設立しました。能力開発視点に立った活躍の場の積極的拡大や、働きやすく、社会や会社への貢献を実感できる働きがいのある会社を目指しています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、経営の重要課題と位置づけ、内部統制システムの整備・充実に取り組んでいます。「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の運用状況とその有効性の検証として、企業行動委員会、監査部監査、グローバルガバナンスに関する規程他の関連規程、リスクマネジメント委員会の運用状況や活動状況を検証し、課題、問題点について適切に対処され、継続的な改善がなされているかを確認し、その検証結果は取締役会に報告されています。

2. 内部統制システムの整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 役員・従業員等に対して、教育・研修の充実およびマニュアルの配布等を通じて、法令および味の素グループ行動規範の遵守を徹底する。法令および行動規範の遵守徹底のための、教育・研修等の実施、遵守状況の確認、法令違反等の問題点の洗い出し、是正措置、改善策の策定・実施は、全社的課題は最高経営責任者または最高経営責任者が指名する取締役たる役付執行役員を委員長とする企業行動委員会が、個別的課題は社内規程に基づき、担当執行役員の指揮監督下で総務・リスク管理部、法務部等の各業務運営組織が分担して行う。

ロ. 企業行動委員会の委員および事務局は、定期的に職場における行動規範等の検討会に出席し、直接従業員から問題提起を受け、要望事項を聞く等により、法令および行動規範の遵守状況を点検し、問題点の洗い出しを行う。

ハ. 公益通報者保護法への対応として、企業行動委員会の事務局が通報窓口となり、受け付けた通報に速やかに対応する。法令違反等の事実が判明した場合には、担当する業務運営組織において是正措置および再発防止策等を策定し、実施する。

ニ. 監査部は、内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を実施する。監査部長は、取締役社長に監査報告書を提出し、その写しを常勤監査役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認する。また財務報告の信頼性を確保するため、監査部は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を取締役社長、経営会議、取締役会および監査役会に報告するとともに、評価対象の組織等に通知し、不備がある場合はその是正を指示する。

ホ. 監査役を設置し、社外監査役3名を含め、5名の監査役により監査を行う。取締役は、監査役の補助スタッフの充実、その独立性の確保および監査部・各業務運営組織との連携の促進等、監査役監査の実効性の確保に留意する。

ヘ. 取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任する。

ト. 取締役の指名および取締役・執行役員等の報酬の決定に係る透明性と客観性を高めるため、取締役会の任意委員会として、委員の過半数を社外取締役で構成する役員等指名諮問委員会および役員等報酬諮問委員を設置する。

チ. 経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図るため、取締役会の任意委員会として、委員の半数以上を社外取締役または社外監査役で構成するコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、GGP提案書(注1)、各種会議の議事録等の文書および電磁的記録は、法令および定款、社則、取締役会規程、グローバルガバナンスに関する規程(注2)、文書管理規程その他の社内規程に従い保存し、管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 損失の危険の管理に関する規程として、グローバルガバナンスに関する規程、リスクマネジメント委員会規程、投融資・事業審査委員会規程、品質保証規程、環境規程、情報取扱規程、防災安全管理規程、財務取引に関する規程、味の素グローバル・タックス・ポリシーに関する規程、企業提携等審議会規程等を整備し、各規程を適切に運用する。

ロ. 重要な投資案件および不採算事業の再生または不採算事業からの撤退等の重要事項は、経営会議における審議に資するため、投融資・事業審査委員会において多面的に審議し、投資の必要性、課題、リスクの洗い出し等を行う。

ハ. 当社およびグループ会社(当社の関係会社をいう。以下同じ。)の企業体質をリスクおよびリスクが顕在化した危機に強いものとするため、経営会議の下部機構として、リスクマネジメント委員会を設置する。リスクマネジメント委員会は、商品、資産、信用および関係者の生命、身体に重大な損害その他企業価値に負の影響を及ぼすおそれのあるリスクおよび危機に迅速かつ適切に対応するため、諸方策を決定・実施し、またその実施状況の把握・点検を行う。

ニ. 各業務運営組織は、定期的にリスクの洗い出しを行い、重要リスクについて、損害の回避、移転、低減の対策プランを作成し、その顕在化に備える。

ホ. 日本国内において危機が発生した場合には、関係する業務運営組織および総務・リスク管理部その他のリスク担当組織は、必要に応じて対策本部等を設置して、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図る。

ヘ. 海外において危機が発生した場合には、迅速かつ現地の情勢に即した対応を取るべく、地域本部が中心となって体制を構築するとともに、状況判断を行い、本社の関係部門と連携して対応する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議し、また取締役および執行役

員の業務を監督する。

ロ.取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括する。他の常勤の取締役は、取締役会長および執行役員による業務執行の監督を主たる任務とする取締役を除き、執行役員を兼任する。執行役員は、取締役会の授権に基づき、それぞれ分担して会社の業務を執行する。

ハ.取締役たる役付執行役員の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員で構成する経営会議は、会社の経営に関する基本的方針について協議し、会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

二.業務運営組織は、グローバルコーポレート、日本コーポレート本部および事業部門に区分し、各部門には、部その他の組織をおく。各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理する。取締役たる役付執行役員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員は、担当する組織が所管する業務の執行に関して、経営会議主務者としてすべての組織を統括する。

ホ.グローバルガバナンスに関する規程の整備・運用により、経営会議、執行役員および特定のグループ会社の決裁範囲を明確にし、権限委譲を図る。

(5)グループ会社における業務の適正を確保するための体制

イ.グループ会社の業務の適正を確保するための基本方針

a.グループ会社における業務の適正および効率的な職務執行を確保するため、グローバルガバナンスに関する規程において、特定のグループ会社に対する権限委譲およびグループ会社の監督に係る基本方針を明確にする。

b.グループ会社のうち子会社に対しては、当社の経営支配力に影響を与える領域、当社の財政状態に直接の影響を与える領域、企業集団の競争力の根幹に影響を与える領域等に関する事項のすべてを監督することを原則とする。

ロ.グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社の経営を担当する当社の業務運営組織は、当該会社への出資比率、商号への「味の素」等の使用の有無により、グローバルガバナンスに関する規程の基本方針に従い、当該会社の経営を監督し、重要事項については当該会社に対して報告を求め、必要により経営会議および取締役会に報告し、決裁を受ける。

ハ.グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.グループ会社の損失の危険の管理に関する規程として、グループ会社の事業内容、経営環境等に応じて、グローバルガバナンスに関する規程、品質保証規程、環境規程、情報取扱規程、防災安全管理規程、財務取引に関する規程および味の素グローバル・タックス・ポリシーに関する規程を施行させる。

b.当社の投融資・事業審査委員会およびリスクマネジメント委員会における審議は、グループ会社に関わる事項を含めるものとする。

c.グループ会社には、定期的リスクの洗い出し、重要リスクについて損害の回避、移転、低減の対策プランの作成を求め、その顕在化に備えさせる。

d.グループ会社に危機が発生した場合には、必要に応じて対策本部等を設置させ、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機への適切な解決に向けて、必要な支援を行う。

e.グループ会社の潜在的な、または顕在化した重要リスクについては、当社に速やかに報告させる。

二.グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の事業内容、経営環境等に応じて、当該会社において当社の定める社規類が施行されること、即ち同旨の社規類を制定し、当該社規類の周知を図り、当該社規類が実効性あるものとして運用されている状態を定着させることを求める。

ホ.グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a.グループ会社の事業内容、経営環境等に応じて、味の素グループ行動規範を施行させ、当該会社の役員・従業員等に対して、法令および行動規範の遵守を徹底させる。

b.グループ会社の役員・従業員等も、公益通報者保護法への対応として当社に設置する通報窓口を利用できることとする。

c.当社の監査部は、グループ会社に対して経営監査・業務監査を実施する。また、財務報告に係る内部統制の評価は、グループ会社に関わるものを含めて実施する。

d.重要なグループ会社においては、対象会社における監査機能の強化のため、必要に応じ、会社法上の大会社に該当しない場合でも常勤の監査役を設置する。

(6)当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

a.監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助するのに必要なスタッフを配置する。

b.監査役スタッフについては、監査役会の直轄下に配置し、他の業務を兼務しない専任スタッフとすることで取締役からの独立性を確保する。

c.監査役会が定める規則により、監査役スタッフの権限を明確にし、当該スタッフの評価は常勤監査役に抛り、人事異動および賞罰については、常勤監査役の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

ロ.監査役への報告に関する体制

a.取締役は、当社またはグループ会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

b.使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役からの定期・不特定の報告聴取に応じるほか、当社またはグループ会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を発見し、かつ緊急の場合には、直接当社の監査役に当該事実を報告することができる。

c. a.またはb.の報告をしたものは、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとし、グループ会社においてもこれを徹底させる。

ハ.監査費用の処理に係る方針

a.当社は、監査役の職務の執行に必要な費用を負担する。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために弁護士等外部専門家に事務を委任する場合の費用を含む。

b.費用の支払に際しては、監査計画に基づく前払を原則とするが、緊急または臨時に監査役が支出した費用については、事後、監査役からの請求に基づき監査役に償還する。

二.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.取締役は、監査役が業務運営組織で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出する等、監査役の職務執行に必要な協力をする。

b.取締役社長その他の取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社およびグループ会社における遵法およびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。

(注1)

「GGP提案書」は、グローバルガバナンスに関する規程に基づく意思決定手続きにおける決裁手続書類で、稟議規程における稟議書に代わるものです。

(注2)

「グローバルガバナンスに関する規程」は、「統率するHQ (Headquarters)」である当社の取締役会、経営会議、事業本部の長およびグローバルコーポレートに所属の組織の長等が有する機能と権限・責任のもと、「任される現場」である当社の地域本部、事業部門、日本コーポレート本部および特定のグループ会社が満たすべきガバナンスに関する基本方針(味の素グループでは「グローバルガバナンスポリシー」または「GGP」といいます。)を規程にまとめたもので、これまでの稟議規程および関係会社監督規程に代わるものです。「任される現場」への権限委譲により、現場の機動力と効率性を高める体制を構築し、海外における飛躍的成長を図るとともに、グループ経営の拡大を目指します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力と取引関係を持つことや反社会的勢力からの不当要求に屈することは、反社会的勢力の存続や勢力拡大の下支えにつながり、企業内への反社会的勢力の浸透や被害の拡大を招くとの認識のもと、警察・弁護士等の外部 専門機関の指導・支援を仰ぎながら

- (1) 反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、
- (2) 反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不当要求を拒否すること、
- (3) 関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むことを基本原則として、「味の素グループ行動規範」を通じて内外に示している。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力対応統括部署である総務・リスク管理部および各事業所の反社会的勢力対応部署である総務部門が中心となり、必要に応じて警察当局の指導を仰ぎながら、各業務運営組織・関係会社と連携して、反社会的勢力と一切の関係を持たないよう、リスクマネジメントの一環として取り組んでいる。

(2) 商品クレーム対応時等における不当な要求に対しては、対応窓口だけに任せず、いつでも総務・リスク管理部、法務部等の組織が連携し、弁護士や警察当局の指導・支援を仰ぎながら対応できる体制を整えている。

(3) 取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することを最優先事項とし、取引解消によるダメージを最小限に抑えるよう契約書に暴力団排除条項を設ける取り組みをすすめている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、社内規程として「情報取扱規程」を定めています。この規程は、情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱いの基本ルールを定めることにより、情報の漏洩、不正使用等の防止および個人情報情報の取扱いの適正化の実現を目的とするものとなっています。特に、会社情報の開示に関しては、同規程の細則として「会社情報の開示に関する細則」に定めを置き、経営理念・業績・将来性その他当社および当社グループに関する会社情報を適宜に開示し、投資家等から当社への信頼および正当な評価を得るべく努めています。会社情報の適時開示に係る社内体制に関しては、同細則において、以下のとおり定め、運用しています。

1. 会社情報開示の基本原則

当社における会社情報の開示は、次の基本原則に従って行っています。

- ・適時な情報開示
- ・適切な情報開示
- ・正確な情報開示
- ・公平な情報開示
- ・自発的な情報開示
- ・継続的な情報開示

2. 社内体制

当社役員は、「会社情報の開示に関する細則」を理解し、関係法令および当社社規示達を遵守し、基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めています。

(1) 情報開示担当者の設置

会社情報の開示責任者として、情報開示担当者を設置しています。

1) 情報開示担当者

取締役たる役付執行役員（最高経営責任者（取締役社長）を含みます。）の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員（経営会議メンバー）、経営企画部長、財務・経理部長、法務部長、広報部長、財務・経理部長が財務・経理部におけるIR関連業務の責任者として指名する基幹職1名

2) 情報開示担当者の役割

情報開示担当者は、会社情報の適時開示を責任を持って遂行する役割を担っています。

・公表すべき重要な会社情報および重要な未公開の会社情報の判断を行い、公開にあたっては、公表内容の決定等を行うと同時に、経営会議や取締役会への報告を行い、また必要に応じてその承認を得ています。

・公表済み会社情報に係る訂正や状況変化に伴う追加情報の開示など、会社情報の開示状況の監視・監督を行います。

・投資家の投資判断に影響を及ぼすおそれのある風説への対応策の決定などを行います。

(2) 情報連絡担当者の設置

会社情報の提供および開示につき情報開示担当者に協力するため、所要組織に情報連絡担当者を置いています。

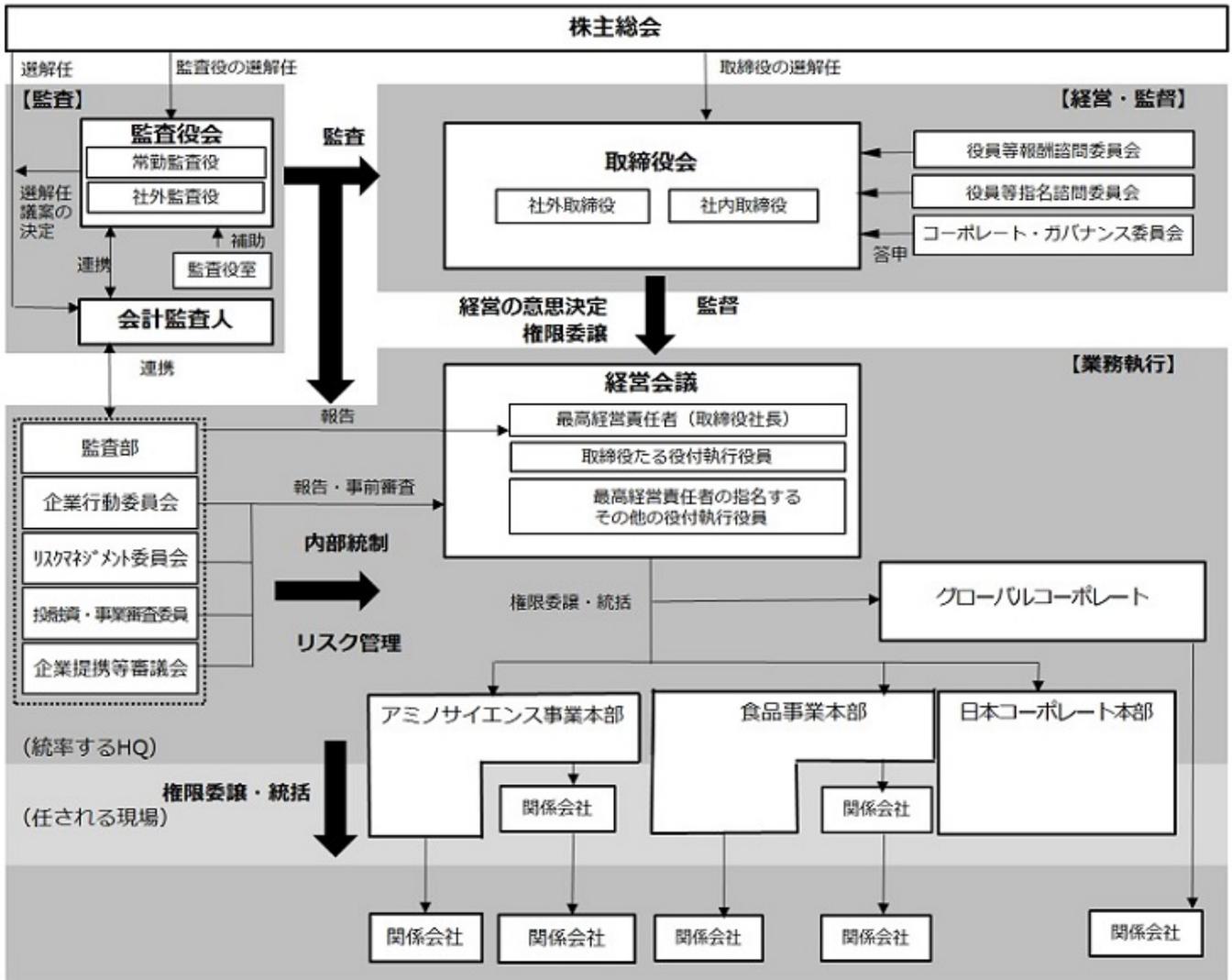
情報連絡担当者の役割

情報開示担当者に対して、担当組織における会社情報を適時・適切に提供することにより、会社情報の適時開示を促進します。

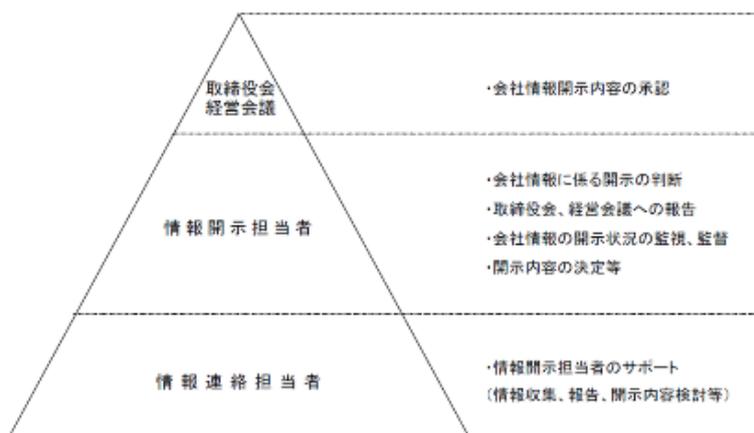
- ・担当組織内からの会社情報の収集および開示内容に関する情報開示担当者との調整
- ・未公開の重要情報またはそのおそれのある事実の発生時の情報開示担当者への連絡
- ・その他、情報開示担当者から会社情報の開示について指示または協力要請を受けた場合

なお、重要な未公開会社情報については、「内部者取引防止に関する規程」（社内規程）においてその取扱いを定めています。

同規程は、役員が、その業務に関して取得する情報の管理等について必要な基本事項を定め、内部者取引を未然に防止し、適切な会社情報の公表を以て企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。



【会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図】



会社情報の開示に係る社内規程等		
<p>内部者取引防止に関する規程</p> <p>役員が、その業務に必要と認められる情報の管理等に、適切な会社情報開示の公表を以て企業として防ぎ、その責任を果たす</p>	<p>会社情報の開示に関する細則</p> <p>経営理念、業績、将来性その他当社に関する会社情報に、適宜開示し、以て投資家から当社への信頼を確保することを目指す</p>	<p>情報取扱規程</p> <p>情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱いの適正化、不正使用等の防止および個人情報取扱いの適正化の実現を図る</p>